

## ○前橋市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例

令和8年3月30日

条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、歴史的な価値を有する建築物について建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第3条第1項第3号の現状変更の規制及び保存のための措置に関し必要な事項を定めることにより、その保存及び活用並びに安全性の確保を図り、もって当該建築物を地域の資産として良好な状態で将来の世代に継承することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象建築物 法の規定が適用されるに至った際現に存し、又はその際現に建築、修繕若しくは模様替の工事中であった建築物のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条第1項の規定により登録された有形文化財

イ 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物

ウ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第12条第1項の規定により指定された歴史的風致形成建造物

エ 群馬県文化財保護条例（昭和51年群馬県条例第39号）第22条の2第1項の規定により登録された有形文化財

オ その他前条の目的に適合するものとして市長が認めるもの

(2) 移築 建築物を他の敷地に移して新築することをいう。

(3) 増築等 建築物の増築、改築、移転、移築若しくは用途の変更又は修繕若しくは模様替をいう。

(4) 保存活用計画 次に掲げる事項を定めた対象建築物の保存及び活用に係る計画をいう。

ア 当該対象建築物の名称及び概要

イ 当該対象建築物が存する敷地（当該対象建築物を移築する場合にあっては、移築後の敷地。以下この号及び次条第3項において同じ。）の所在及び地番並びに当該対象建築物が存する敷地の属する用途地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の用途地域をいう。以下この号において同じ。）の区分（当該敷地が用途地域の定められている土地の区域内に属する

場合に限る。)

ウ 当該対象建築物の所有者（所有者が複数存在する場合にあっては、その全ての者。第4条第3項及び第6条第3項において同じ。）の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

エ 当該対象建築物の保存を図りながら、これを活用するために必要な増築等の工事の内容

オ 当該対象建築物の安全性に関する事項

カ 当該対象建築物の維持管理に関する事項

キ その他市長が当該対象建築物の良好な保存及び活用並びに当該対象建築物が存する敷地の周辺の環境の保全を図るために必要と認める事項

(5) 保存建築物 対象建築物のうち、第4条第1項の規定による登録を受けたものをいう。

(6) 保存対象敷地 保存建築物が存する敷地（保存活用計画において、対象建築物を移築することとする場合にあっては、移築後の敷地）をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）において使用する用語の例による。

（所有者による登録の申請）

第3条 対象建築物の所有者は、当該対象建築物の保存及び活用を図るため、法第3条第1項第3号の規定による指定を必要とするときは、市長に対し、当該対象建築物を保存建築物として登録することを申請することができる。

2 前項の規定による申請を行おうとする者は、当該対象建築物に係る保存活用計画を作成し、市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定による申請を行おうとする者は、その者以外に当該対象建築物が存する敷地について所有権又は借地権を有する者があるときは、あらかじめ、当該申請及び保存活用計画の内容について、これらの者の同意を得なければならない。

（対象建築物の登録等）

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、当該対象建築物の歴史的価値を維持しながらその保存及び活用を図るため法第3条第1項第3号の規定による指定を受ける必要があり、かつ、当該対象建築物に係る保存活用計画について交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、当該対象建築物及びその保存活用計画の内容を保存建築物登録簿に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録（以下「保存建築物登録」という。）をしようとするときは、あらかじめ、前橋市建築審査会条例（昭和43年前橋市条例第24

号) 第1条に規定する前橋市建築審査会の意見を聴くことができる。

- 3 市長は、保存建築物登録をしたときは、その旨を当該保存建築物の所有者に通知しなければならない。
- 4 市長は、保存建築物登録をしたときは、遅滞なく市規則で定める事項を公告するとともに、保存対象敷地及び当該保存対象敷地内に存する建築物の位置その他市規則で定める事項を表示した図書をその事務所に備えて、公衆の縦覧に供しなければならない。
- 5 保存建築物登録は、前項の規定による公告によりその効力を生じる。
- 6 市長は、第4項の規定による公告をしたときは、当該保存建築物に係る法第3条第1項第3号の規定による指定を行うための必要な手続をとらなければならない。

(登録事項の変更)

第5条 保存建築物の所有者は、保存活用計画の変更(市規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市長に対し、前条第1項の規定により登録された事項の変更の登録(以下「変更登録」という。)を申請しなければならない。

- 2 第3条第3項の規定は、前項の規定による申請について準用する。この場合において、同項中「第1項の規定による」とあるのは、「変更登録の」と読み替えるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が当該保存建築物の保存及び活用を図るために必要であり、かつ、変更後の保存活用計画について交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、変更登録をするものとする。
- 4 前条第2項から第5項までの規定は、変更登録について準用する。この場合において、同条第2項中「前項の規定による登録(以下「保存建築物登録」という。)」とあり、及び同条第3項から第5項までの規定中「保存建築物登録」とあるのは、「変更登録」と読み替えるものとする。

(登録の抹消)

第6条 市長は、保存建築物について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、遅滞なく当該保存建築物登録を抹消しなければならない。

- (1) 法第3条第1項第1号に規定する建築物に該当するに至ったとき。
- (2) 滅失、毀損その他の事由により当該保存建築物登録の理由が消滅したとき。
- 2 市長は、保存建築物について、公益上の理由その他特別な理由があると認めるときは、当該保存建築物登録を抹消することができる。
- 3 市長は、前2項の規定により保存建築物登録を抹消したときは、遅滞なくその旨及びその理由を公告するとともに、当該抹消を受けた保存建築物の所有者に通知

しなければならない。

- 4 市長は、第1項又は第2項の規定により保存建築物登録を抹消したときは、遅滞なく当該保存建築物に係る法第3条第1項第3号の規定による指定を解除するための必要な手続をとらなければならない。

(増築等の許可等)

第7条 保存対象敷地内において増築等をしようとする者又は保存建築物に関しその形状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可(以下「増築等の許可」という。)を受けなければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の市規則で定める行為及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 市長は、増築等の許可の申請があった場合において、当該申請に係る増築等又は行為が、保存活用計画の内容と相違するときは、増築等の許可をしてはならない。

- 3 市長は、増築等の許可をする場合においては、当該保存建築物の保存のために必要な条件を付することができる。

- 4 増築等の許可は、法第6条第1項若しくは第6条の2第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請又は法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による通知を要するものであるときは、当該申請又は通知をしようとする日までに受けなければならない。

- 5 増築等の許可に係る工事は、当該増築等の許可を受けた後でなければ、これを施工してはならない。

(完了検査)

第8条 増築等の許可を受けた者は、当該増築等の許可に係る工事を完了したときは、市規則で定めるところにより、市長に検査を申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、同項の工事が完了した日から4日以内にしなければならない。ただし、申請をしなかったことについて市規則で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

- 3 前項ただし書の場合における検査の申請は、その理由がやんだ日から4日以内にしなければならない。

- 4 市長は、第1項の規定による申請があったときは、当該申請を受け付けた日から7日以内に、当該申請に係る保存建築物が当該増築等の許可の内容に適合しているかどうかを検査しなければならない。

- 5 市長は、前項の規定による検査をした場合において、同項の保存建築物が当該増築等の許可の内容に適合していることを認めるときは、その旨を第1項の規定に

よる申請をした者に通知しなければならない。

(所有者の管理義務等)

第9条 保存建築物の所有者は、保存活用計画に従って、当該保存建築物の保存及び活用を図らなければならない。

- 2 保存建築物の所有者に変更があったときは、新たに所有者となった者は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 保存建築物の所有者は、当該保存建築物の管理に関する責任者（以下「保存管理責任者」という。）を選任することができる。この場合において、当該保存管理責任者は、当該所有者とともに第1項の規定による義務を負う。
- 4 保存建築物の所有者は、前項の規定により保存管理責任者を選任したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。保存管理責任者を解任し、又は変更したときも、同様とする。
- 5 保存建築物の所有者又は保存管理責任者は、その氏名又は住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）を変更したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(維持管理の報告等)

第10条 保存建築物の所有者又は保存管理責任者は、当該保存建築物について、保存活用計画の維持管理に関する事項に従い、定期的にその状況の調査（当該保存建築物の構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。）を行い、その結果を市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、保存建築物の所有者又は保存管理責任者に対し、当該保存建築物の現状又は管理若しくは工事の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

(管理に関する助言、勧告及び命令)

第11条 市長は、保存建築物の所有者又は保存管理責任者に対し、当該保存建築物を管理するために必要な助言を行うことができる。

- 2 市長は、保存建築物の構造若しくは建築設備又は保存対象敷地の管理が適当でないため当該保存建築物の損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば保安上著しく危険な状態となり、又は衛生上著しく有害となるおそれがあると認める場合においては、当該保存建築物若しくは当該保存対象敷地の所有者又は保存管理責任者に対し、相当の期限を定めて、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の期限を定めて、当該勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

(監督処分)

第12条 市長は、この条例の規定又は第7条第3項の条件（次項において「許可条件」という。）に違反した保存建築物又は保存対象敷地内の保存建築物以外の建築物（以下この条及び第16条において「保存建築物等」という。）の建築主、当該保存建築物等に関する工事の請負人（請負工事の下請人を含む。次項において同じ。）若しくは現場管理者又は当該保存建築物等若しくは保存対象敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、工事の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、保存建築物等の外観の変更、除却、移転、移築、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

2 市長は、この条例の規定又は許可条件に違反することが明らかな増築等の工事中の保存建築物等については、緊急の必要があつて前橋市行政手続条例（平成9年前橋市条例第44号）第13条第1項に規定する意見陳述のための手続をとることができない場合に限り、当該手続をとることなく当該保存建築物等の建築主又は当該工事の請負人若しくは現場管理者に対し、当該工事の停止を命ずることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対し、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。

(権利義務の承継)

第13条 所有者の変更により新たに保存建築物の所有者となった者は、この条例の規定により市長が行った助言、勧告又は命令その他の処分による当該保存建築物の所有者でなくなった者の権利及び義務を承継する。

(建築物の設計及び工事監理)

第14条 増築等の許可を受けた保存建築物の工事のうち、建築士法（昭和25年法律第202号）第3条第1項（同条第2項の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）、第3条の2第1項（同条第2項において準用する同法第3条第2項の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）又は第3条の3第1項（同条第2項において準用する同法第3条第2項の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）に規定する建築物の工事は、それぞれ当該各条に規定する建築士の設計によらなければ、これを行うことができない。

2 増築等の許可を受けた保存建築物の工事のうち、建築士法第2条第7項に規定する構造設計図書による同法第20条の2第1項の建築物の工事は、構造設計一級建築士（同法第10条の3第4項に規定する構造設計一級建築士をいう。以下この項において同じ。）の構造設計（同法第2条第7項に規定する構造設計をいう。以下この項において同じ。）又は当該保存建築物が構造関係規定（同法第2

0条の2第2項に規定する構造関係規定をいう。)に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によらなければ、これを行うことができない。

- 3 増築等の許可を受けた保存建築物の建築主は、第1項に規定する工事をする場合においては、それぞれ建築士法第3条第1項、第3条の2第1項又は第3条の3第1項に規定する建築士である工事監理者を定めなければならない。

(消防長の意見の聴取)

第15条 市長は、保存建築物登録、変更登録又は増築等の許可をしようとするときは、あらかじめ、消防長に意見を聴くことができる。

(立入調査等)

第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、保存対象敷地若しくは保存建築物等に立ち入らせ、その状況を調査させ、必要な検査をさせ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入るときは、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により立入調査、立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入調査、立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に解体され、その建築材料の全部又は一部が保管されている建築物で、当該建築材料の全部又は一部を用いてその原形を再現しようとするものについては、解体されていないものとみなして、この条例の規定を適用する。